

令和2年6月市議会定例会提出案件

提出案件 13件	議案 8件	予算案件 2件 条例案件 5件 単行案件 1件	報告案件 5件
----------	-------	-------------------------------	---------

I 予算案件

- 1 令和2年度会津若松市一般会計補正予算（第3号）
- 2 令和2年度会津若松市水道事業会計補正予算（第1号）

II 条例案件

- 1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例
- 2 特別職の職員の給与に関する条例及び会津若松市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 財産の取得について

IV 報告案件

- 1 令和元年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について
- 2 令和元年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 3 令和元年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 4 令和元年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について
- 5 令和元年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

II 条例案件

1 会津若松市税条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

【税制改正関係】

(1) 個人市民税関係

① 改正内容

ア 全てのひとり親家庭に対する公平な税制を実現するため、ひとり親控除の創設、寡婦（夫）控除の適用要件や個人市民税の人的非課税措置等について見直しを行うこととした。

イ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長し、令和6年度までとすることとした。

ウ 個人が低未利用土地等（保有期間が5年を超え、譲渡価格が500万円以下等の要件）の一定の譲渡を行った場合、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除することとした。

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和5年度までとすることとした。

② 施行期日等

イは公布の日から施行することとした。

また、ア、ウ及びエは令和3年1月1日から施行し、アについては令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用することとした。

(2) 固定資産税関係

① 改正内容

ア 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に固定資産を所有している者（相続人等）に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとするとともに、申告がない場合には過料を科すことができることとした。

イ 住民基本台帳や戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者への質問等の調査を尽くしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に通知した上で当該固定資産の使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことができることとした。

ウ 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設を適用対象から除外することとした。

エ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、水力発電設備のうち一定規模以上のものに係る課税標準の特例割合が見直されたことに伴い、条例で定める特例割合を3分の2から4分の3に見直すこととした。

② 施行期日等

イ、ウ及びエは公布の日から施行し、イについては令和3年度以後の年度分の固定資産税から適用することとした。

また、アは令和2年10月1日から施行することとした。

(3) 市たばこ税関係

① 改正内容

ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算することとした。

イ 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算することとした。

ウ 卸売販売業者等が、輸出等のための製造たばこの売渡しのに係る課税免除の適用を受けようとする場合、課税免除事由に該当することを証するに足りる書類（輸出証明書等）の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とすることとした。

② 施行期日

ウは公布の日から、アは令和2年10月1日から、イは令和3年10月1日から施行することとした。

(4) 延滞金及び還付加算金関係

① 改正内容

市税における還付加算金の割合、納税の猶予及び納期限の延長を受けた際の延滞金の割合について、市中金利の実情を踏まえ、国税と同様の引下げを行うこととした。

② 施行期日

令和3年1月1日から施行することとした。

【新型コロナウイルス緊急経済対策関係】

(1) 固定資産税関係

① 改正内容

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置（わがまち特例）について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられた一定の事業の用に供する家屋及び構築物を適用対象に加えるとともに、特例割合は現行と同様に「零」とすることとした。

② 施行期日

公布の日から施行することとした。

(2) 個人市民税関係

① 改正内容

ア 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のための措置の影響により文化芸術・スポーツに係る一定の行事を中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、当該払戻請求権等相当額の寄附金を支出したものとみなして、個人市民税の税額控除（20万円を上限）の対象とすることとした。

イ 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のための措置の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、特例の対象となる個人市民税を1年度分延長するなど、適用要件を弾力化することとした。

② 施行期日

令和3年1月1日から施行することとした。

(3) 軽自動車税関係

① 改正内容

軽自動車を取得した場合の軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることとした。

② 施行期日

公布の日から施行することとした。

【その他】

引用法令の改正、改元等に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

2 特別職の職員の給与に関する条例及び会津若松市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の給料月額を減額するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

令和2年7月1日から同年12月31日までの間に限り、市長等の給料月額を以下の額に引き下げることとした。

- ア 市長 702,750 円
- イ 副市長 624,160 円
- ウ 教育長 601,200 円
- エ 常勤の監査委員 517,500 円
- オ 上下水道事業管理者 601,200 円

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

3 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、個人番号通知カードの廃止に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

個人番号通知カードの廃止に伴い、手数料を徴収する事務から当該カードの交付等に関する事務を除くこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

4 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例

この案件は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

第1号被保険者のうち、第1段階から第3段階までにあるもの（生活保護を受けているもの、本人及び世帯全員が市民税非課税世帯）に係る令和2年度分の介護保険料の軽減措置を拡大することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

5 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 国民健康保険税（基礎課税分及び介護納付金分）の課税限度額を引き上げることとした。
- ② 応益割の5割軽減及び2割軽減に係る所得判定基準額を引き上げ、国民健康保険税の軽減の対象世帯を拡大することとした。
- ③ 所得割の計算において、低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）の控除を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 公布の日から施行することとした。ただし、(1)の③は、令和3年1月1日から施行することとした。
- ② 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定（(1)の③を除く。）は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとした。

Ⅲ 単行案件

1 財産の取得について

この案件は、消防団に配備するため、消防ポンプ自動車を取得しようとするものです。

- (1) 取得物件
消防ポンプ自動車 1台
- (2) 取得金額
21,890,000円
- (3) 取得の方法
指名競争入札
- (4) 取得の相手方
会津若松市材木町一丁目10番22号
株式会社ホシノ

IV 報告案件

1 令和元年度会津若松市一般会計継続費繰越計算書について

この案件は、さきに継続費として市議会の議決を経た行仁小学校校舎等建設事業について、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。

2 令和元年度会津若松市一般会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た地域情報化推進事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

3 令和元年度会津若松市一般会計事故繰越し繰越計算書について

この案件は、土地改良事業について、事故繰越しの措置を講じたことに伴い、事故繰越し繰越計算書を調製したので報告するものです。

4 令和元年度会津若松市水道事業会計予算繰越計算書について

この案件は、令和元年度会津若松市水道事業会計予算の繰越しについて、予算繰越計算書を調製したので報告するものです。

5 令和元年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

この案件は、さきに繰越明許費として市議会の議決を経た扇町土地区画整理事業等について、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。